

# 索引

このディスクロージャー誌は農林中央金庫法第81条に基づき作成しておりますが、農林中央金庫法施行規則における各項目は以下のページに掲載しています。

## 農林中央金庫に関する事項 施行規則第112条

### 1. 概況および組織

- イ 業務の運営の組織…………… 58, 201
- ロ 理事, 経営管理委員および監事の氏名および役職名… 202
- ハ 主たる事務所および従たる事務所の名称および所在地… 206

### 2. 主要な事業の内容…………… 71~78

### 3. 主要な事業に関する事項

- イ 直近の事業年度における事業の概況…………… 109, 110
- ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標… 109
  - (1) 経常収益
  - (2) 経常利益又は経常損失
  - (3) 当年度純利益又は当年度純損失
  - (4) 出資総額および出資総口数
  - (5) 純資産の額
  - (6) 総資産額
  - (7) 預金残高
  - (8) 農林債残高
  - (9) 貸出金残高
  - (10) 有価証券残高
  - (11) 単体自己資本比率
  - (12) 出資に対する配当金
  - (13) 職員数

### ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

- (1) 主要な業務の状況を示す指標
  - (イ) 業務粗利益および業務粗利益率…………… 123
  - (ロ) 資金運用収支, 役務取引等収支および  
その他業務収支(\*)…………… 123, 124
  - (ハ) 資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高,  
利息, 利回りおよび資金利鞘(\*)…………… 123, 125
  - (ニ) 受取利息および支払利息の増減(\*)…………… 123
  - (ホ) 総資産経常利益率…………… 125
  - (ヘ) 総資産当年度純利益率…………… 125
- (2) 預金に関する指標
  - (イ) 流動性預金, 定期性預金, 譲渡性預金その他の預金  
の平均残高(\*)…………… 126
  - (ロ) 固定金利定期預金, 変動金利定期預金  
およびその他の区分毎の定期預金の残高…………… 126

### (3) 農林債に関する指標

- (イ) 農林債の種類別の平均残高…………… 127
- (ロ) 農林債の種類別の残存期間別の残高…………… 127

### (4) 貸出金等に関する指標

- (イ) 手形貸付, 証書貸付, 当座貸越および割引手形の  
平均残高(\*)…………… 128
  - (ロ) 固定金利および変動金利の区分毎の貸出金の残高  
…………… 128
  - (ハ) 担保の種類別の貸出金残高および  
支払承諾見返額…………… 130
  - (ニ) 用途別の貸出金残高…………… 129
  - (ホ) 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める  
割合…………… 129
  - (ヘ) 主要な農林水産業関係の貸出実績…………… 131
  - (ト) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高  
…………… 130
  - (フ) 預貸率の期末値および期中平均値(\*)…………… 129
- ### (5) 有価証券に関する指標
- (イ) 有価証券の種類別の残存期間別の残高…………… 137
  - (ロ) 有価証券の種類別の平均残高…………… 135, 136
  - (ハ) 預証率の期末値および期中平均値(\*)…………… 137

### 4. 事業の運営

- イ リスク管理の体制…………… 39~56, 62, 63
- ロ 法令遵守の体制…………… 64~67

### 5. 直近の2事業年度における財産の状況

- イ 貸借対照表, 損益計算書および剰余金処分計算書又は損失処  
理計算書…………… 111~122
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額…………… 132
  - (1) 破綻先債権に該当する貸出金
  - (2) 延滞債権に該当する貸出金
  - (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金
  - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- ニ 自己資本の充実の状況…………… 40, 41, 178
- ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額,  
時価および評価損益…………… 138~146
  - (1) 有価証券
  - (2) 金銭の信託
  - (3) 農林中央金庫法施行規則第60条第1項第5号イから  
ホまでに掲げる取引

へ貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	130
ト貸出金償却の額	130
チ農林中央金庫法第35条第4項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	199

□貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	96
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ自己資本の充実の状況	40, 41, 148~177
ニ2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類毎の区分に従い当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額および資産の額として算出したもの	95

## 農林中央金庫および子会社等に関する事項 施行規則第113条

### 1. 農林中央金庫およびその子会社等の概況

イ主要な事業の内容および組織の構成	72~80
□子会社等に関する次の事項	205
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 農林中央金庫が有する子会社等の議決権の総株主、総社員、総出資者の議決権に占める割合	
(7) 農林中央金庫の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員、総出資者の議決権に占める割合	

(\*)国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとに記載

### 2. 農林中央金庫およびその子会社等の主要な事業

イ直近の事業年度における事業の概況	84
□直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	84
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当年度純利益又は当年度純損失	
(4) 純資産の額	
(5) 総資産額	
(6) 連結自己資本比率	

### 3. 農林中央金庫およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

イ連結貸借対照表、連結損益計算書および連結剰余金計算書	85~94
-----------------------------	-------

## 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(バーゼルⅡ第三の柱開示告示)に定める定性開示のディスクロージャー誌における記載状況

### 1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	152
□連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	152
ハ自己資本比率告示第8条第1項第2号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	152
ニ自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	152
ホ農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第72条第1項第8号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの又は同項第9号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	152
へ連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	152

2. 自己資本調達手段の概要	41	8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項	
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43~46	イリスク管理の方針及び手続の概要	51~53
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項		ロマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	173
イリスク管理の方針及び手続の概要	46~50, 166	ハ想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	173
ロ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		ニ内部モデル方式を使用する場合における、使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	53, 173
(1) リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等の名称	166	ホマーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	53, 173
(2) エクスポージャーの種類とリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	166	9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
ハ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		イリスク管理の方針及び手続の概要	54~56
(1) 使用する内部格付手法の種類	42, 43	ロオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	55
(2) 内部格付制度の概要	47, 48	ハ先進的計測手法を使用する場合における、次に掲げる事項	
(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要		(1) 当該手法の概要	該当なし
(I) 事業法人等向けエクスポージャー	157	(2) 保険によるリスク削減の有無	該当なし
(II) ソブリン向けエクスポージャー	157	10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	174
(III) 金融機関等向けエクスポージャー	157	11. 金利リスク(特定取引に係るものを除く)に関する次に掲げる事項	
(IV) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーに対するリスク・アセットの算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る)	158	イリスク管理の方針及び手続の概要	177
(V) 居住用不動産向けエクスポージャー	158	ロ連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	177
(VI) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	158		
(VII) その他リテール向けエクスポージャー	158		
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	167, 168		
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	169		
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
イリスク管理の方針及び手続の概要	171		
ロ証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	171		
ハ証券化取引に関する会計方針	171		
ニ証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	171		

なお、定量的な開示事項については、基本的にパーゼルⅡ第三の柱開示告示の順序により、記載しております。